

学校図書館の運営について

1 学校教育と学校図書館

学校図書館法（平成26年改正）

第1条（この法律の目的）

この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

第2条（定義）

この法律において「学校図書館」とは、(1)小学校、中学校、及び高等学校において、(2)図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、(3)学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の(4)健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(1) 小学校、中学校、高等学校

小学校（特別支援学校の小学部を含む。）

中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）

(2) 図書館資料の収集、整理、及び保存

○図書館資料とは、図書、視覚聴覚教育の資料、学校教育に必要な資料をいい、単に書籍だけを対象とするものではなく、広く資料に関するすべてである。

(3) 学校の教育課程の展開に寄与する

○学校教育の充実のために、特に教育課程を充実するために役立つことと、さらに広く児童・生徒の教養の育成にまで及ぶことが定められている。

○学校教育の教育課程内（各教科、道徳、特別活動）と、それ以外のすべての教育課程外の教育活動にかかわって機能することが求められている。

○学校図書館の目的として、学校の作成する教育課程のすべてに有意義に機能することが大切であり、すべての教科（科目）、道徳、特別活動のすべての活動にわたって有意義でなければならない。

(4) 健全な教養を育成する

○昭和28年に学校図書館法を制定した当時の趣旨は、人間形成に資すること、人格の完成に寄与することととらえられる。

○「健全な教養」の概念には、児童・生徒の「豊かな人間性」も含むものであるから、学校図書館の重要な機能としての「読書活動」も重視される。

文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）

第8条第2項

国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 学校図書館の役割

学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。(学校教育法施行規則 第1条)

公立図書館との違い

「学校図書館」……「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」

(学校図書館法 第2条)

「公立図書館」……「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」

(図書館法 第2条)

(1) 学習情報センター

図書をはじめ、さまざまな資料を収集・整理・保存し、児童生徒や教職員に提供する役割。

→「調べ学習」で使われる資料をあらかじめ備えて、利用できるようにしておくこと。

※収集する資料は、図書、新聞、雑誌だけでなく、ビデオ、LD等の映像資料、テープ・CD等の音声資料、CD-ROMなどのソフトウェア、インターネット等による通信情報資料などがある。

第15期中央教育審議会第1次答申「21世紀を展望したこれからの教育の在り方について」

「学校の施設の中で、特に学校図書館については、図書資料の充実のほか、様々なソフトウェアや情報機器の整備を進め、高度情報通信社会における学習情報センターとしての機能の充実を図っていく必要がある。」

(2) 読書センター

単なる「読書の館」ではなく、児童生徒の読書を推進する読書教育の拠点としての役割。

※児童生徒が好きな本を好きなときに読めるようにさまざまな本を用意しておくこと。

3 学校図書館の業務

図書館の司書及び司書補に相当する職務内容(文部省 1972(昭和47)年6月 図書館法に基づく暫定資格者調査による)として文部省が示したものが、現在でも標準的な学校図書館運営に要する専門的職務内容の輪郭とされる。(司書補とは、おおむね今日の学校図書館事務職員あるいは学校司書をさす。また、司書は司書教諭に当たる。)

(1) 文部省が1972年に示したもの

(ア) 総務的職務

○26項目。管理的職務とも呼ばれる。図書館経営計画の設定、会議・委員会などの議案設定、諸規則の立案・改善、予算案・決算の作成、諸報告調査・統計の実施・作成、諸記録・帳簿の保管、諸備品・用品類の管理と整備、関係機関との連絡など。

(イ) 整理的職務(技術的職務)

○74項目。図書の選択12項目、注文・受入れ13項目、分類と目録13項目、蔵書の保管8項目、新聞・雑誌(選択、受入れ、クリッピング、索引など)9項目、視聴覚資料・特殊資料(美術品、模型、展示物)の収集・保管、分類・目録、管理・整備、操作などの19項目

(ウ) 奉仕・指導の職務

○館内活動20項目、館外活動11項目、集会・展覧8項目で、具体的内容は奉仕的なものとして館内閲覧と館外貸し出し、レファレンス・サービス、図書館資料の紹介と案内、広報活動、教師の教材準備への援助・協力、図書館行事の計画と実施、家庭・地域などへの奉仕がある。
○指導的な職務としてはカリキュラム編成への協力、図書館利用指導の計画と実施、読書指導計画の作成と実施、館内での利用技術・態度の指導、読書会・読書クラブの指導、児童・生徒図書委員会の指導、PTA読書会の援助などがある。

(2) 学校図書館司書教諭の職務の例 (文部省法規研究会)

(ア) 指導的・奉仕的職務 7項目

ア 学校図書館・資料の利用指導	イ 児童生徒・教師へのレファレンス
ウ 児童生徒に応じた読書指導	エ 教師の教材準備への協力
オ 図書館内の利用態度の指導	カ 生徒会図書委員の指導
キ 読書会等の行事の指導	

(イ) 管理的職務 8項目

ア 図書館運営計画の立案実施	イ 組織案の作成と管理
ウ 予算案の編成と支出の調整	エ 施設備品の整備
オ 校長への連絡報告	カ 校内諸組織との連絡協力
キ 公共図書館等との連絡協力	ク 学校図書館の評価と改善

(ウ) 技術的職務 8項目

ア 図書館資料の選択と構成	イ 分類の決定
ウ 目録の作成	エ 新聞雑誌記事検索の作成
オ 特殊資料の作成	カ 資料内容の研究と紹介
キ 視聴覚器材の管理操作	ク 新聞雑誌記事検索の作成

(文部省法規研究会「司書教諭の養成・発令の促進」「週刊教育資料」第536号(1997年7月))

(3) ユネスコ学校図書館宣言—すべての者の教育と学習のための学校図書館 (1999年11月)

学校図書館の使命

- 学校図書館は、情報がどのような形態あるいは媒体であろうと、学校構成員全員が情報を批判的にとらえ、効果的に利用できるように、学習のためのサービス、図書、情報資源を提供する。学校図書館は、ユネスコ公共図書館宣言と同様の趣旨に沿い、より広範な図書館・情報ネットワークと連携する。
- 図書館職員は、小説からドキュメンタリーまで、印刷資料から電子資料まで、あるいはその場でも遠くからでも、幅広い範囲の図書やその他の情報源を利用することを支援する。資料は、教科書や教材、教育方法を補完し、より完美させる。

(4) 全国学校図書館協議会編

(ア) 経営的活動

[学校教育]

- ①学校図書館の運営計画の立案と実施 ②学校の総合的教育計画への協力

[図書館運営]

- ③諸規則の立案 ④予算の編成・執行 ⑤決算 ⑥諸会議の開催 ⑦調査・統計の立案・実施 ⑧施設・設備の管理と整備 ⑨諸記録・帳簿の管理

[連絡・調整・研修活動]

- ⑩校長や校内組織への報告・連絡 ⑪関係機関との連絡・協力 ⑫職員・図書委員の研修の実施 ⑬学校図書館の評価と改善

(イ) 技術的活動

[図書館資料]

- ①図書館資料の収集 ②発注・受け入れ ③分類作業 ④目録の作成・編成 ⑤資料の装備・配架 ⑥修理・製本 ⑦書架の管理 ⑧視聴覚資料・特殊資料の整理・管理 ⑨索引など2次資料の作成 ⑩資料の点検・除籍

(ウ) 奉仕的活動

[利用者サービス]

- ①館内閲覧 ②館外貸出し ③視聴覚資料・機器の提供 ④レファレンス・サービス ⑤読書相談 ⑥資料の紹介と案内 ⑦図書館利用案内 ⑧広報活動 ⑨教員への資料・情報の提供 ⑩学校行事などへの援助と協力 ⑪学級文庫への援助と協力 ⑫PTA・家庭・地域への奉仕

(エ) 教育指導的活動

[子どもや教員を対象とした指導や支援活動]

- ①教育課程の編成・展開への協力 ②学校図書館利用指導計画・読書指導計画の立案と実施 ③閲覧・資料利用の助言 ④読書クラブ・図書委員会の指導 ⑤読書会・研究会・資料展示会・ブックトーク・ストーリーテリングなどの各種図書館活動・行事の立案・実施